

那 覇 市 公 告 第 437 号

令 和 8 年 9 月 2 日

「クリーン推進課軽自動車（電気自動車）賃貸借契約」に係る
制限付一般競争入札の実施について

那覇市長 知念 寛



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定により、制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、下記のように公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 クリーン推進課軽自動車（電気自動車）賃貸借契約
- (2) 契約所属 那覇市環境部クリーン推進課
- (3) 入札物件 軽自動車（電気自動車）1台
- (4) 仕様書 別紙1「クリーン推進課軽自動車（電気自動車）賃貸借契約仕様書」のとおり
- (5) 納入場所 クリーン推進課公用車駐車場（南風原町字新川650番地）
- (6) 履行期間 令和8年12月1日から令和13年11月30日まで(60か月)
※那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約
- (7) 納 期 令和8年12月1日
- (8) 予定価格 非公表
- (9) 特記事項 長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。
 - ①各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内において、契約を締結又は継続する。
 - ②当該契約に係る市の歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、市は当該契約を変更又は解除することができる。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、当該資格等を有していること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本件の公告の日から入札執行の日までの間に、「那覇市物品購入等競争入札取扱要綱」に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれかに該当すること。
 - ア 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 令和8・9年度物品購入等入札参加資格者名簿に、希望業種がリース業として登録されている者であること。
- (8) 車両の故障など、緊急時に迅速に対応できること。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページに掲載

4 入札参加資申込

入札に参加する者は、別紙2「競争入札参加申込書」を以下の期限までに提出すること。当該期限までに申請書が提出されない場合は、入札に参加できないものとする。

- (1) 提出期限 令和8年9月16日(水)午後5時必着
- (2) 提出方法 那覇市クリーン推進課まで持参または郵送

5 質問・回答方法

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、以下の期限までに別紙3「質問書」を提出し、担当者に到達の確認を行うこと。

- (1) 提出期限 令和8年9月9日(水)午後5時必着
- (2) 提出方法 電子メールを「15 問い合わせ先」記載のメールアドレスまで送信
- (3) 回答方法 令和8年9月11日(金)午後5時までに、那覇市ホームページに掲載する。
質問者名は非公表とする。

6 入札の日時・場所等

- (1) 入札の日時 令和8年9月18日(金)午後2時
- (2) 入札の場所 那覇市クリーン推進課(南風原町字新川650番地2階)会議室
- (3) 入札方法 直接投函
- (4) 必要書類 ①別紙4「入札書」
②別紙5「委任状」 ※代理人が入札する場合のみ
- (5) 記載方法 別紙4「入札書」及び別紙5「委任状」の記入例を参照

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。なお、那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 入札の方法

- (1) 入札書は、書面により直接投函すること。
- (2) 入札金額は、賃貸借期間における賃貸料の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

10 入札の無効に関する事項

次の事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた、又は重要な記載事項について判読できない入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去が可能な筆記用具を使用して記載された入札

- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度(3回目の場合は、初度及び2回目)の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 入札参加申込に届出した住所、照合もしくは代表者名または届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札の取り止め等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 入札結果の公表

落札者があるときは落札者名及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に公表する。

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合に当該入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 入札執行は3回までとする。

14 落札決定の取り消し

落札決定後において、落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合は、落札決定を取り消す。

15 問い合わせ先

〒901-1105 南風原町字新川650番地2階

那覇市環境部クリーン推進課 環境美化推進室 (担当) 平良 直人

電話：098-889-3567 FAX：098-888-1274

電子メールアドレス：K-KIREI001@city.naha.lg.jp